

<一般委託>

新港ふ頭周辺交通量調査・予測業務委託 仕様書

新港ふ頭周辺交通量調査・予測業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、新港ふ頭周辺の決められた交差点において、現況の交通量調査を実施し、新港ふ頭にフェリーが就航した際の交通量を予測し考察するものである。
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市新港町13番地ほか
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「特記仕様書」のとおり
6	関係法規	全国道路交通調査実施要綱一般交通調査(調査編)
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した交通量調査を含む業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。 (2)本業務に従事する主任技術者は、技術士(総合技術監理部門「都市および地方計画」または建設部門「都市および地方計画」)の資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	みなと振興部 港湾整備課 大谷 謙太 (連絡先 046-822-9966)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、横須賀市が発注する本業務に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、新港ふ頭周辺の交差点部交通量調査と新港ふ頭にフェリー就航した際の将来交通量の予測であり、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得るとともに、事業者から提供されたフェリー就航による発生交通量を加味して予測し考察することを目的とする。

第3条 実施計画書

受託者は、契約締結後速やかに監督員と十分な打合せを行い、業務着手届、業務委託代理人・技術者届、工程表並びに実施計画書を提出し、監督員に承認を得なければならない。

第4条 主任技術者

本業務を遂行するにあたっては、受託者は監督員の意図及び目的を十分に理解した上で、従事する主任技術者は、技術士（総合技術監理部門「都市および地方計画」又は建設部門「都市および地方計画」）の有資格者を定め、監督員の承諾を受けるものとする。

第5条 貸与資料

本業務の実施に当り、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料を、監督員の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

第6条 報告の義務

本業務中においても、随時受託者より進捗状況を報告するものとし、諸事故又は第三者に与えた損害については全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに監督員へ報告するものとする。

第7条 疑義

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員とその内容について協議するものとする。

第8条 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を監督員の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

第9条 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。

第2章 業務内容

第10条 業務内容

(1) 業務箇所

神奈川県横須賀市新港町13番地ほか

(2) 履行期間

契約の日から令和3年3月31日

(3) 業務内容

1) 交通量調査箇所

別紙「位置図」に定めた3箇所の交差点について、交通量調査を行う。調査地点及び調査項目等については以下のとおりとする。

調査箇所	交差点名	住所
調査地点A	諏訪小学校前交差点	横須賀市小川町18
調査地点B	横須賀警察署前交差点	横須賀市新港町1-10
調査地点C	救急医療センター入口交差点	横須賀市新港町13

1-1 計画準備

受託者は、業務の目的・主旨を把握した上で、調査概要・実施工程・調査員配置図・安全対策・緊急時連絡体制等の事項について実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

1-2 現地踏査

現地踏査により対象交差点の交通状況及び周辺環境を確認し、交通量調査のために必要な確認事項の抽出、安全で的確な調査員配置の計画を立案するための確認を行う。

1-3 諸官庁への手続き

道路交通法に基づく道路使用許可申請書に必要な資料を作成し、所轄警察署へ提出し許可を得てから調査を実施するものとする。

1-4 調査項目

- ・方向別車種別自動車交通量調査（4車種分類、60分毎）
- ・横断歩行者、自転車（右左折の際、歩行者の影響を受ける交差点のみ）
- ・滞留長及び渋滞長調査（1時間に1回計測）
- ・通過時間及び信号待ち回数（1時間に1回計測）
- ・信号現示調査（1時間に1回計測）

1-5 調査日時

- ・調査日は、令和3年2月から令和3年3月までの土曜日1日とする。
- ・調査時間は午前7時から翌午前7時までの24時間とする。
- ・雨天時の調査については、事前に監督員と協議することとする。

1-6 調査方法

- ・調査地点を通過する車両の台数を、方向別、車種別、時間別に観測する。
- ・観測は24時間連続とし、60分毎に観測台数を記録する。
- ・車種分類は、二輪車、小型車、大型車、カーキャリアの4車種とする。
- ・横断歩道設置個所については、歩行者、自転車調査を併せて実施することとする。

1-7 データ整理・集計

- ・各種調査で得られた土曜日のデータの整理・集計・とりまとめを行う。
- ・発注者が保有する平日の現況交通量の資料を貸与するので、平日のデータも併せて整理する。

1-8 交通影響の検証

- ・調査結果を基に、土曜日の現況交通量の把握及び解析を行う。
- ・発注者が保有する平日の現況交通量の資料を貸与するので、平日の現況交通量の把握及び解析を併せて行う。
- ・フェリー就航による発生交通量データを貸与するので、平日と土曜日の各々の解析結果に加味して将来交通量の推計を行うとともに、周辺道路及び交差点における交通影響について検証する。

1-9 打合せ協議

- ・業務着手時、中間、成果物納入時の3回の打合せを実施する。なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、協議により適宜打合せの場を設けるものとする。

第11条 成果品

成果品は次のとおりとする。

- 1) 報告書 2部 (A4版、金文字黒表紙、バインダータイプ、ページ数によっては分冊も可)
- 2) 報告書ダイジェスト版 2部
- 3) 電子成果品 1式
- 4) その他資料 1式

位置図

